

避難行動要支援者のための 避難支援マニュアル

～資料編～



長崎市

平成 29 年 10 月改定

資料編 目次

避難行動要支援者名簿について	2
地域防災マップについて	4
ささえあいマップについて	5
個別支援計画について	7
避難行動要支援者 情報連絡網	9
避難行動要支援者 避難体制整備表	10
避難行動要支援者 個別支援計画	12
福祉避難所について	14
長崎市地域包括支援センター一覧	15

避難行動要支援者名簿

について

長崎市では、災害時又は災害が発生する恐れがある場合の避難の支援、安否の確認などの避難支援体制を強化するため、「避難行動要支援者」の名簿作成と提供を行います。

これは、災害対策基本法の改正（平成26年4月1日施行）により市町へ義務化されました。

1 対象となるかたは？

避難行動要支援者とは、災害時に避難所まで自力で避難することができないかたをいいます。長崎市では、下記のいずれかに該当するかたを避難行動要支援者として定めています。

- ① 要介護1以上のかた
- ② 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2
精神障害者保健福祉手帳1級
- ③ 特定医療費（指定難病）受給者
- ④ 乳幼児・妊産婦
- ⑤ その他、市長が認めるもの

2 名簿の内容は？

市で管理している住民基本台帳をもとに、対象となるかたの情報を載せた名簿を作成します。記載情報は、次のとおりです。

- ① 氏名、② 生年月日、③ 性別、④ 住所、⑤ 電話番号、⑥ 緊急連絡先、
⑦ 避難支援等を必要とする事由（要介護度、障害者、難病など）⑧ 世帯

3 名簿はどうやって活用されるの？

避難行動要支援者の方々が、災害時の避難等、可能な限り地域で支援が受けられるよう、提供に同意をされた方の名簿を、平常時から次の方々へ提供しています。

【避難支援等関係者】 消防局、消防団、自治会、民生委員・児童委員、警察
長崎市地域包括支援センター

平常時に情報提供する名簿については、同意された方の名簿のみとなります。

しかし、災害発生時または発生のおそれがある場合は、命を守ることを最優先とし不同意の方の名簿も関係機関へ情報提供することがあります。

※ ただし、必ずしも災害時の支援が約束されるものではありません。

避難行動要支援者名簿

《抽出案件》

入力年月日 ~

情報収集基準日

担当課

地域包括支援以外

町名

民生委員

自治会

加入状況

年齢

基準日

要介護度
身障
療育
精神
雑病
妊産婦
乳幼児

(災)自力避難
要支援
(災)自力避難
介助者
(避)要配慮者
同僚書
調査結果
対象

民生委員地区

合計 3 件

氏名	生年月日	年齢	性別	住所	電話番号	緊急連絡先 (氏名：続柄)	障害・要介護・雑病 療育の種類	介護度・ 障害等級等	同居・ 独居	備考
長崎 花恵	S21.1.1	70	女	桜町6-3-1	829-1163	829-1163	要介護	要介護2	同居	
長崎 花	T15.1.2	90	女	桜町6-3-2	829-1146	829-1146	要介護	要介護3	同居	
長崎 太	H23.1.3	5	男	桜町6-3-3	822-8888	822-8888	療育	A1	同居	

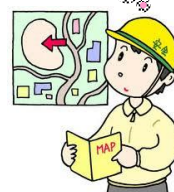
自分たちの町の地域防災マップを作っちゃおう！

平成23年度から長崎市では地域防災マップづくりを取り組んでいます！！
平成28年も各地域で行われ、現在、462の自治会でマップづくりを行いました。

もう一度、みんなの地域を見つめ直してみませんか。

地域の避難所や危険箇所、過去に被害があった場所など地域の防災情報を地図に書き込みながら、災害時の対応や、一人で避難ができない方の対応などをみんなで話し合い地域防災の情報共有を図るものなんだよ！

「防災マップづくり」って何をするんだろう…？



そうなんだ～自分たちの町(地域)をちゃんと知ることは大切なことだね！



防災マップ作成の風景

防災マップ完成後は、各世帯に配布します！！

防災マップ作成を、地域・自治会での防災訓練の一環として行ってみてはどうでしょうか！
くわしい問い合わせは、長崎市防災危機管理室
☎095-822-0480 までご連絡ください。

みんなで作ろう！災害にも強いまち！

～ささえあいマップ～



ささえあいマップとは、災害が起こった場合に、避難行動要支援者の安否確認、及び速やかな避難支援をするため、誰が支援するか事前に決め、地図や名簿などの形で作成しておくものです。日ごろから挨拶・声かけ・見守りを通して、災害時に、支えあい・助け合える自治会の仕組みをつくるのが大切です。

※**避難行動要支援者**とは・・・災害時に避難所まで自力で避難することができない方

- ① 介護認定が要介護1・2・3・4・5
- ② 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2、精神障害者保健福祉手帳1級
- ③ 特定医療費（指定難病）受給者 ④ 乳幼児・妊産婦 ⑤ その他、市長が認めたかた



避難行動要支援者（同意が得られたかた）の名簿は、自治会ごとに提供することができますので、管轄の総合事務所へ、お気軽に御連絡下さい。

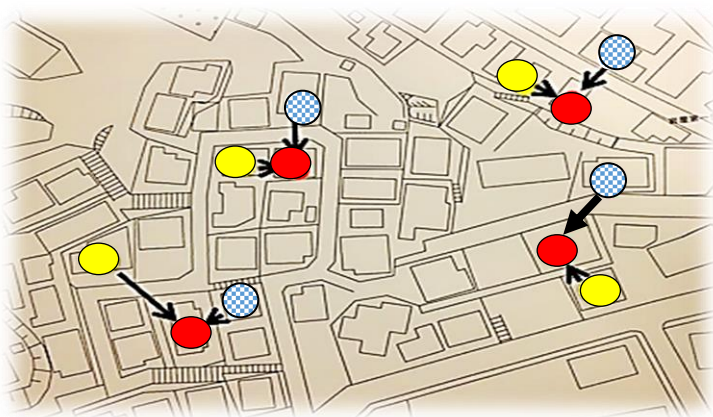


ささえあいマップの作成は、自治会によって様々な方法で実施しています。

【①支援者を2人定め地図上に表示する】

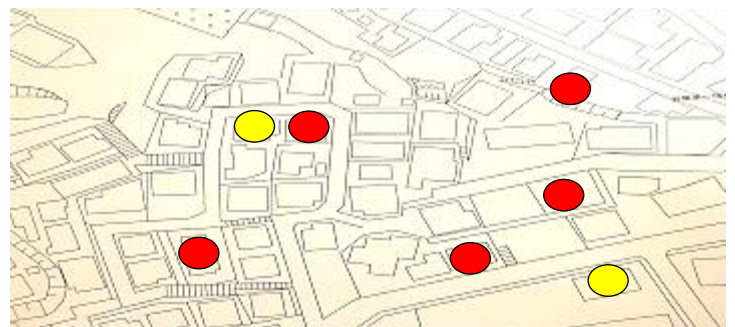
- 避難行動要支援者
- 第1支援者
- 第2支援者

それぞれにシールを貼り、支援者から避難行動要支援者へ→を引くことで、支援体制を分かりやすく表示したものです。



【②グループ内で支援者を定め地図上に表示する】

- 避難行動要支援者、 ● 支援者



【③地図上ではなく、名簿で管理する】

避難行動要支援者 避難体制整備表					
自治会名 (●●自治会 1グループ)					
指定避難所 ① (□□公民館) ② ()					
No.	対象者名	世帯構成	住所	電話番号	協力者名
1	●● 一郎	独居	●●町 123-45	095-822-8888	△△ 太郎 (1 グループリーダー)
2	□□ 花子	独居	●●町 456-78	095-822-8888	△△ 太郎 (1 グループリーダー)
3	△△ 三郎	独居	●●町 789-12	095-822-8888	△△ 太郎 (1 グループリーダー)

ささえあいマップづくりに関する Q&A

Q1 「地域防災マップ」と「ささえあいマップ」は、何が違うの？

A1 地域防災マップ：自分たちの暮らす地域で過去にどんな災害が起きたのか？どんな災害に弱いのか？避難場所はどこか？安全な避難ルートはどこか？といったことを地図上で確認することで、住民の防災意識を高めることを目的としています。

ささえあいマップ：災害発生時に、避難所まで自力避難ができない方々がどこにおられるか？またそのような方々を誰が支援するか？という情報を地域（自治会）の中で確認し合い、地図に印をつけて避難支援の仕組みをつくるものです。

①地域防災マップづくり → ②ささえあいマップづくり → ③避難訓練の実施という一連の流れでの実施を各自治会に提案させていただいています。

Q2 災害が起きた時、支援者が避難行動要支援者を助けられない状況の場合は？

A2 災害発生時は、地域の皆さんが被災者となります。まずは、自分自身や御家族を守ることが第一になると思います。しかし、避難行動要支援者は自身で避難が難しく支援が必要です。事前に支援者を決めておくことで、災害発生時に早期に安否確認ができ、必要時は早急に消防や警察へ情報を提供することが可能となります。ささえあいマップを作成することで、日ごろから挨拶を交わし、住民同士、顔の見える関係を築き、災害にも強い地域を目指しましょう。



Q3 実際にささえあいマップづくりを進めるには、どうすればいいの？

A3 作成するのはあくまでも地域の方々（自治会・防災リーダーの方）となりますが、作成にあたっては、自治会役員会での説明や事前準備等を含め、長崎市がお手伝いをさせていただきます。

まずは「地域防災マップ」を作成することから始めましょう。

ささえあいマップを検討されている

自治会の皆様は、お気軽に

管轄の総合事務所へご相談ください。

中央総合事務所 ☎829 - 1428

東 総合事務所 ☎813 - 9001

南 総合事務所 ☎892 - 1113

北 総合事務所 ☎814 - 3400

個別支援計画を作成しましょう

個別支援計画とは

「災害発生時、どのように避難するのか?」「避難後、どのような配慮が必要か?」など、避難行動要支援者ひとりひとりの特性にあわせて、具体的な計画を考えることを言います。

個別支援計画作成の流れ

1. 避難行動要支援者の同意を得る。
あらかじめ、要支援者ご本人・ご家族に趣旨や内容を説明します。
2. 個別支援計画を作成する。
要支援者ご本人・ご家族・支援者へ聞き取り調査を行い、具体的な計画を考えます。
必要に応じて、主治医や介護事業所などの関係機関と連携を図ります。
3. 作成した個別支援計画を設置する。
ご本人宅や支援者で個別支援計画を保有・管理します。個人情報漏れることがないように、十分な管理を行います。
4. 状況の変化に応じて、個別支援計画の更新を行う。
要支援者の身体状況やご家族・支援者の変更など、要支援者を取り巻く状況は変化していく可能性があります。そのため、個別支援計画も見直しが必要となります。



「ささえあいマップ」は、個別支援計画のひとつです。

ささえあいマップとは、災害発生時に避難所まで自力で避難が困難な方がどこに住んでいるのか?その方を誰が避難支援するのか?など、地域(自治会)の中で確認し、地図に印をつけて避難支援の仕組みをつくるものです。

また、地図上ではなく名簿で管理する方法もあります。

個別支援計画への記載事項

要支援者が避難する際や避難した後に必要な支援について記載します。

- 要支援者やご家族に関する情報
(氏名・住所、要支援者の病名や既往歴、日常生活動作の程度など)
- 災害に備えて準備しておくもの(医療や介護上必要な物品や薬など)
- 関係者の連絡リスト(主治医、ケアマネジャー、介護事業所、親族)
- 自宅周辺の地図



要支援者に対して日ごろから見守りや声かけを行い、コミュニケーションを図りましょう。災害時は、可能な範囲で避難支援を行いましょう。

※避難支援できなかったとしても、責任を問われるものではありません。

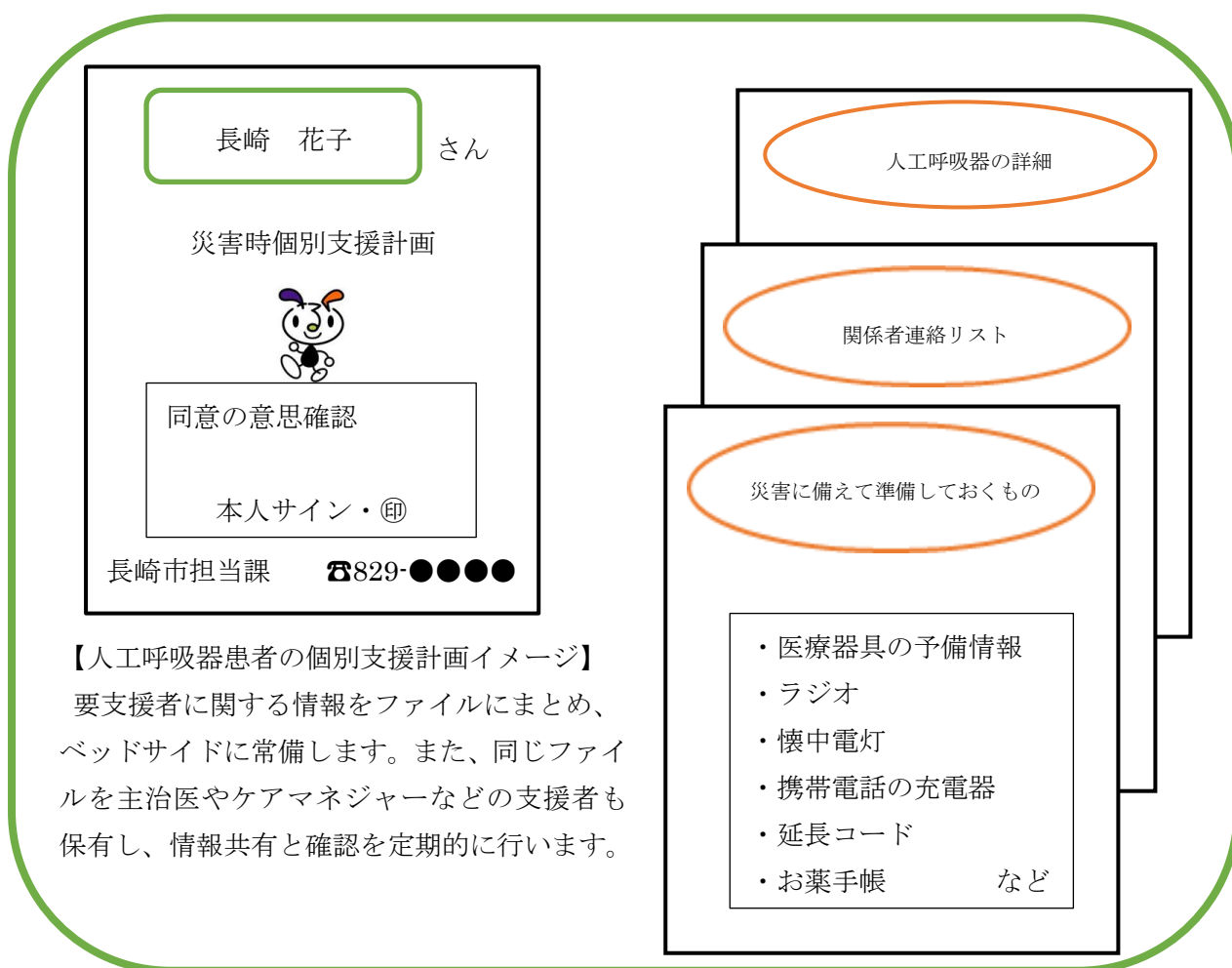
避難行動要支援者の避難体制整備にかかる様式

① 避難行動要支援者 避難体制整備表

② 避難行動要支援者 情報連絡網

③ 避難行動要支援者個別支援計画

※個別支援計画の様式は、要支援者や担当課によって異なります。



【人工呼吸器患者の個別支援計画イメージ】

要支援者に関する情報をファイルにまとめ、ベッドサイドに常備します。また、同じファイルを主治医やケアマネジャーなどの支援者も保有し、情報共有と確認を定期的に行います。

① 避難行動要支援者 情報連絡網

() 自治会

要支援者	避難協力員①	避難協力員②	地区班長	自治会長	
氏名	氏名	氏名			
電話	電話	電話			
氏名	氏名	氏名			
電話	電話	電話			
氏名	氏名	氏名			氏名
電話	電話	電話			電話
氏名	氏名	氏名			
電話	電話	電話			
氏名	氏名	氏名			
電話	電話	電話			
氏名	氏名	氏名		氏名	
電話	電話	電話		電話	
氏名	氏名	氏名			
電話	電話	電話			
氏名	氏名	氏名	氏名		
電話	電話	電話	電話		
氏名	氏名	氏名			
電話	電話	電話			
氏名	氏名	氏名			
電話	電話	電話			

※ささえあいマップを名簿で管理する方法です。

②避難行動要支援者 避難体制整備表とあわせて使用します。

※避難協力員：できるだけ隣近所の複数の方にお問い合わせすることになります。

日ごろから、要支援者の見守りや声かけができる人がいいと考えています。

② 避難行動要支援者 避難体制整備表

自治会名 ()
 指定避難所 ① () ② ()

No.	要支援者名	世帯構成	住所	電話番号	避難協力員名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ささえあいマップを名簿で管理する方法です。

①避難行動要支援者 情報連絡網とあわせて使用します。

② 避難行動要支援者 避難体制整備表

【 記入例 】

自治会名 (長崎市役所自治会)
 指定避難所 ① (桜町小学校) ② (市民会館)

No.	要支援者名	世帯構成	住所	電話番号	避難協力員名
1	長崎 花子	高齢夫婦世帯	桜町2番22号	822-8888	金屋 一太郎 (長男) 桜町1-12
2	長崎 太郎	高齢夫婦世帯	〃	〃	〃
3	桜町 次郎	独居	桜町6番3号	829-1146	勝山 桜子 (民生委員)
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ささえあいマップを名簿で管理する方法です。

①避難行動要支援者 情報連絡網とあわせて使用します。

③ 避難行動要支援者個別支援計画

作成日 H 年 月 日			
ふりがな 【氏名】	【性別】 男・女	【生年月日】 M・T・S・H 年 月 日 (才)	
【住所】	【電話番号】	【血液型】 () 型	【同居家族】有・無 ()
【特記事項】(歩行状態や障害の状態など)			
【かかりつけ医】 電話		【病名】	
＜避難支援計画＞			
避難場所			
避難所			
情報伝達	() さんより (自宅訪問・電話・FAX・その他()) にて連絡。		
避難誘導経路	どこを通過して： 避難所まで： m 約 分		
避難方法	誰が： さん どのような方法で：		
避難誘導時の留意点			
避難生活上の留意点			
緊急連絡先	【氏名】 【住所】	【続柄】 【電話番号】	
緊急連絡先	【氏名】 【住所】	【続柄】 【電話番号】	
避難協力員①	【氏名】 【住所】	【電話番号】	
避難協力員②	【氏名】 【住所】	【電話番号】	
地域支援者	(民生委員児童委員・自治会役員・その他) 【氏名】 【住所】		【電話番号】
介護認定の有無	有・無	【担当ケアマネジャー】 【事業所】	【電話番号】

【 記入例 】

③ 避難行動要支援者個別支援計画

作成日 H29年 1月31日			
ふりがな ながさき はなこ 【氏名】 長崎 花子	【性別】 男 女	【生年月日】 M・T・S 6年 5月 31日 (85才)	
【住所】 長崎市桜町2番22号	【電話番号】 822-8888	【血液型】 () 型	【同居家族】有・無 ()
【特記事項】(歩行状態や障害の状態など) 脳梗塞発症に伴う左麻痺があり、外出時は車椅子を使用します。			
【かかりつけ医】 ○△クリニック 電話 829-●●●●		【病名】 脳梗塞後遺症(左麻痺)、高血圧、白内障	
＜避難支援計画＞			
避難場所	桜町公園		
避難所	桜町小学校		
情報伝達	(金屋 一太郎)さんより (自宅訪問・電話・FAX・その他())にて連絡。		
避難誘導経路	どこを通過して：市役所通り 避難所まで：100 m 約5分		
避難方法	誰が：金屋 一太郎さん どのような方法で：本人の車椅子を使用		
避難誘導時の留意点	認知症の症状あり。ゆっくりはっきりと対応してください。		
避難生活上の留意点	・運動不足にならないよう、リハビリ体操を継続する。 ・物忘れがひどくならないよう、他者との会話や関わりを多くする。		
緊急連絡先	【氏名】 長崎 太郎 【住所】 長崎市桜町2番22号(同居)	【続柄】 夫 【電話番号】 822-8888	
緊急連絡先	【氏名】 桜町 一子 【住所】 長崎市●●町◆◆番地	【続柄】 長女 【電話番号】 822-◆◆◆◆	
避難協力員①	【氏名】 金屋 一太郎 【住所】 長崎市桜町1-12	【電話番号】	
避難協力員②	【氏名】 【住所】	【電話番号】	
地域支援者	(民生委員児童委員・自治会役員・その他) 【氏名】 【住所】		
介護認定の有無	有・無	【担当ケアマネジャー】 桜町 次郎 【事業所】 介護プランながさき	【電話番号】 829-△△△△

福祉避難所！

ご存知ですか？



平成28年4月の熊本地方を震源とする地震では、多数の被災者が、最寄りの指定避難所等へ避難されました。避難された方々の中には、高齢者や障害者等、介護や支援がないと生活が難しい方々がおられます。このような、指定避難所で生活することが困難な方が避難できる場所（福祉避難所）をお知らせします。

住民の安全な避難場所はどんなところがあるの？ (H29年2月時点)

- 指定緊急避難場所・・・災害危険の切迫した緊急の避難場所（公園等） 153箇所
- 指定避難所・・・災害危険のため一定期間滞在することの出来る施設 261箇所
- 福祉避難所・・・下記参照 89箇所

福祉避難所とは？

大規模災害発生により避難を余儀なくされたとき、最寄りの指定避難所において対応が困難な避難行動要支援者（避難等に特に支援を要する高齢者や障害者等）を受け入れるため、長崎市からの受け入れ要請を受けて開設される避難所を言います。

どのような施設があるの？

- | | | | |
|-------------|------|----------------------|------|
| ①特別養護老人ホーム | 29ヶ所 | ②養護老人ホーム | 9ヶ所 |
| ③軽費老人ホーム | 12ヶ所 | ④介護老人保健施設 | 15ヶ所 |
| ⑤障害者施設 | 9ヶ所 | ⑥地域密着型特別養護老人ホーム | 13ヶ所 |
| ⑦デイサービスセンター | 2ヶ所 | 約1,450人の受け入れを準備しています | |

台風が襲来する時等いつでも利用できるの？

福祉避難所は、災害救助法（※）が適用される場合に開設され、避難行動要支援者の身体状況等に応じて必要な介護サービス等を提供することになります。

台風襲来等に、避難行動要支援者で介護が必要な方が避難される場合は、担当のケアマネジャーとご相談して介護サービス等をご利用いただくこととなりますので、早めのご相談をお願いします。

※災害救助法：災害直後の応急的な生活の救済等を定めた法律で、国が救助が必要と判断した際に適用となります。（熊本地震は適用されました）



高齢者施設

【担当課】高齢者すこやか支援課

☎ 829-1146

障害者施設

【担当課】障害福祉課

☎ 829-1141

高齢者総合相談窓口「長崎市地域包括支援センター」一覧表



地域包括支援センターとは…？

介護や保健医療福祉サービスに関する相談や高齢者の人権や財産を守るための取り組みなど、高齢者が住み慣れた地域で暮らすための様々な支援を行っています。お気軽にご相談ください！

長崎市地域包括支援センター (担当地区)	所在地	電話番号
長崎市東長崎地域包括支援センター (東長崎中学校区)	田中町 888	813-8060
長崎市日見・橘地域包括支援センター (日見・橘中学校区)	かき道 1 丁目 1-2	837-8808
長崎市桜馬場地域包括支援センター (桜馬場中学校区)	魚の町 3-21 マリンハイツ302 号	818-6602
長崎市片淵・長崎地域包括支援センター (片淵・長崎中学校区)	夫婦川町 1-10 リバーカップル1 階	801-5188
長崎市大浦地域包括支援センター (大浦・梅香崎中学校区)	相生町 1-17 メゾンド田中 202 号	818-8311
長崎市江平・山里地域包括支援センター (江平・山里中学校区)	本原町 13-15 本原ハイツ102 号	841-7770
長崎市西浦上・三川地域包括支援センター (西浦上・三川中学校区)	花丘町 20-3 花東ビル1F	847-0151
長崎市緑が丘地域包括支援センター (緑が丘中学校区)	白鳥町 1-34 F コールビル1 階 102 号室	847-3812
長崎市淵地域包括支援センター (淵中学校区)	城栄町 19-7 1-B ツインズ城栄	814-0202
長崎市小江原・式見地域包括支援センター (小江原・式見中学校区)	小江原 3 丁目 22-8	848-1222
長崎市西部地域包括支援センター (丸尾・福田・西泊中学校区)	旭町 8-23 ボナパルティガ 103 号	862-0119
長崎市岩屋地域包括支援センター (岩屋中学校区)	岩屋町 23-13 富吉ビル	855-8000
長崎市滑石・横尾地域包括支援センター (滑石・横尾中学校区)	滑石 3 丁目 5-34	814-7770
長崎市三重・外海地域包括支援センター (三重・黒崎・池島・神浦中学校区)	京泊 2 丁目 4-37 プレジデント京泊 1 号室	860-1100
長崎市琴海地域包括支援センター (琴海中学校区)	琴海村松町 704-14	801-2730
長崎市小島・茂木地域包括支援センター (小島・南・茂木・日吉中学校区)	田上 2 丁目 2-7	820-8231
長崎市戸町・小ヶ倉地域包括支援センター (戸町・小ヶ倉中学校区)	上戸町 2 丁目 9-8 1 階・2 階	879-7408
長崎市土井首地域包括支援センター (土井首中学校区)	江川町 131 番地 102 号	833-5454
長崎市深堀・香焼地域包括支援センター (深堀・香焼・伊王島・高島中学校区)	深堀町 1 丁目 11-18	895-7007
長崎市南部地域包括支援センター (三和・野母崎中学校区)	布巻町 111-1 三和地域センター3 階	892-3124

お問い合わせ先： 高齢者すこやか支援課 (☎829-1146)